

たつの市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たつの市議会政務活動費交付条例（平成17年条例第5号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する収支報告書の閲覧及び当該収支報告書の複写に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象文書等)

第2条 閲覧の対象となる文書は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書（添付された領収書等を含む。以下「対象文書」という。）とする。

2 たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）の規定により非公開に該当するものについては、閲覧の対象から除外するものとする。

3 閲覧は、対象文書の写しをもって行うものとする。

(閲覧場所等)

第3条 閲覧場所は、議長が別に定める場所とする。

2 閲覧時間は、平日の執務時間の範囲内とする。

(手続)

第4条 閲覧を請求しようとする者は、政務活動費収支報告書閲覧請求書（様式第1号）に必要事項を記入し議長に提出するものとする。

(遵守事項)

第5条 閲覧をする者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 閲覧文書を汚したり、破損したりしないこと。

(2) 議会又は市の事務に支障を及ぼす行為をしないこと。

(3) その他職員の指示に従うこと。

(複写)

第6条 閲覧文書の複写については、たつの市情報公開条例に規定する公文書開示請求手続によるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。